

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会との災害時の情報提供に関する協定の締結について

令和2年3月10日

日本下水道協会（以下、本会）は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会と「災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定」を令和2年2月27日に締結しました。（協定書は次ページを参照）

本協定の締結により、本会の正会員が災害に伴う支援活動を実施するにあたって宿泊場所を必要とする場合、本会は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会から宿泊施設の営業状況の情報提供を受けることが可能となりました。

今後とも、災害時の円滑な支援及び受援体制の構築等に寄与できるよう、会員の皆様に支援して参ります。

災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定

公益社団法人日本下水道協会（以下「甲」という。）と全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害の発生時において、下水道施設の復旧などの円滑な支援活動を図るため、旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の情報提供に関する協定を締結し、協力体制を築くものとする。

具体的には、甲の正会員が支援活動を実施するにあたり、宿泊場所を必要とする場合、乙は乙の会員である都道府県組合と連携し、都道府県組合の組合員が所有する宿泊施設の営業状況について、甲に対して情報提供を行うものとする。

また、甲及び乙は、あらかじめ円滑な情報提供を行うための連絡体制を整え、災害が発生したときは、別途定める実施細目に基づいて、法令の範囲内で速やかに相互に連絡するものとする。

この協定は、締結の日から実施することとし、有効期間は、締結の日から甲の当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、この協定は更新されたものとみなし、更に1年間有効とする。その後も又、同様とする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年2月27日

甲 公益社団法人 日本下水道協会
理事長 岡久 宏史

乙 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
会長 多田 計介